

「1号特定技能外国人支援に関する運用要領-1号特定技能外国人支援計画の基準について-」の一部改正について

令和6年4月1日

「1号特定技能外国人支援に関する運用要領-1号特定技能外国人支援計画の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.8	第2 1号特定技能外国人支援計画の内容等 (1) 事前ガイダンスの提供 〔義務的支援〕 ○2つ目 ・3ポツ目	・入国に当たっての手續に関する事項(新たな入国の場合は、交付された在留資格認定証明書の送付を特定技能所属機関から受け、受領後に管轄の日本大使館・領事館で査証申請を行い、在留資格認定証明書交付日から3か月以内に日本に入国すること、既に在留している場合は、在留資格変更許可申請を行い、 在留カードを受領する必要があること)	・入国に当たっての手續に関する事項(新たな入国の場合は、交付された在留資格認定証明書の送付を特定技能所属機関から受け、受領後に管轄の日本大使館・領事館で査証申請を行い、在留資格認定証明書交付日から3か月以内に日本に入国すること、既に在留している場合は、在留資格変更許可申請を行い、 新たな就労先を所属機関とする在留資格変更許可を受ける(在留カードを受領する)までは、新たな就労先での就労活動は認められないこと)
2	P.15	(3-1) 適切な住居の確保に係る支援 【留意事項】 ○7つ目	(新設)	○ 特定技能外国人が居住する住居に付随する家電、家具、食器などの備品のほか、火災保険、損害保険等を特定技能所属機関が定期的に徴収する場合については、当該費用の対価として提供される利益が特定技能外国人本人に帰属するものであり、かつ、特定技能

				<p>外国人が当該利益の提供を受けることを十分理解していることに留意してください。</p> <p>その上で、これらの徴収する費用の請求が実費の範囲内であり、備品の耐用年数や入居する特定技能外国人の人数等を勘案して算出した合理的な額であれば、特定技能外国人と特定技能所属機関の間で合意している限りにおいて、要件を満たすものとし、居住地又はその他費用に算入することができます。</p> <p>その際、設置する備品が従物か付加一体物であるか、購入したものか借り上げた（レンタルした）ものか、又は自己所有物件か借上物件かのいずれかによって区別しないこととします。</p> <p>なお、火災保険や損害保険等の利益が特定技能外国人に帰属するかの判断については、被保険者や保険金の請求権者が特定技能外国人本人であることなど、保険の内容等を確認の上、当該保険費用の対価として提供される利益が特定技能外国人本人に帰属するものであることに留意してください。</p>
3	P.15	○9つ目	<p>○ ここにいう「居室」とは、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいい、ロフト等はこれに含まれないことに留意が必要です。</p>	<p>○ ここにいう「居室」とは、建築基準法第2条第4号に規定する「居室」（居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室）をいいますので、ロフト等はこれに含まれないことに留意が必要です。</p>